

国立大学法人群馬大学公開見積合せ実施要領

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1 この要領は、国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程第22条に規定する見積書の徴取について必要な事項を定める。

(見積合せの方法)

第2 予定価格が100万円を超え、500万円を超えない場合の随意契約については、本学ホームページに公告を掲示して行う見積合せ（以下「公開見積合せ」という。）により実施する。

(見積合せに参加させることができない者)

第3 次の各号に該当する者は、見積合せに参加させることができない。

- (1) 被保佐人、被補助人又は未成年者で契約締結に必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国立大学法人群馬大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項第3条から第5条の規定により取引停止の措置を受けている期間中の者

(公開見積合せ公告)

第4 公開見積合せに付そうとするときは、その見積書等提出期限の前日から起算して少なくとも5営業日前までに本学ホームページにおいて公告するものとする。

(公開見積合せについて公告する事項)

第5 第4による公告は、次の事項を明示する。

- (1) 調達件名
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 見積書等提出期限
- (4) その他必要と認める事項

(公開見積合せ説明会)

第6 公告及び仕様書等において、契約の内容、条件等を書面に記載するのみでは錯誤の生じるおそれがあると認める場合には、公開見積合せ説明会を開催することができる。

(見積書の提出等)

第7 公開見積合せを実施する場合は、次に掲げる事項を満たした見積書を提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 見積金額（総価契約の場合は総額、単価契約の場合は単価で見積もる。消費税を含む。）
- (3) 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

(見積書の引き換え等の禁止)

第8 参加者をして、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならな

い。

(無効の見積書)

第9 次の各号のいずれかに該当する見積書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- (1) 第3第1項各号に該当する者の提出した見積書
- (2) 公告日以前の見積日の記載された見積書
- (3) 調達件名及び見積金額のないもの
- (4) 参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としないもの
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 見積金額の記載が不明確のもの
- (7) 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のないもの
- (8) 見積書等提出期限までに到着しなかった見積書
- (9) 公告及び仕様書等に示した参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (10) その他公開見積合せに関する条件に違反した見積書
(公開見積合せの延期又は廃止等)

第10 参加者が相連合し又は不穏な行動をなす等の場合で、公開見積合せを公正に実施することができない状況にあると認めたときは、当該参加者を公開見積合せに参加させず、又は公開見積合せを延期し、若しくはこれを廃止することができる。

(契約の相手方の決定)

第11 要求要件をすべて満たし、最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。ただし、契約の相手方との交渉により更なる見積価格の引き下げを行う場合は、価格引き下げ後の見積書を再度提出させるものとする。

2 要求要件をすべて満たし、最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者が2者以上あるときは、本学が指定する日時場所においてくじを引かせて契約の相手方を決定するものとし、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係しない職員がこれに代わってくじを引く方法により契約の相手方を決定するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。